

行政監査

(1) 監査のテーマ 物品の管理について（芸術品・歴史科学等資料）

(2) 監査対象機関、監査実施期間及び監査の結果は、令和元年11月15日発行（山梨県公報号外第三十三号）山梨県監査委員告示第8号のとおり

(3) 監査の結果に基づく措置状況

意見	講じた措置
<p>(1) 県が保有する文化財（天然記念物）の管理について（学術文化財課）</p> <p>学術文化財課で保管しているツキヒガイ化石他について、現物の数量が備品原簿上の数量より少なく、所在不明となっていた。</p> <p>所在不明となっているツキヒガイ化石他については、現有する化石と合わせて、県の天然記念物に指定されている文化財である。</p> <p>財務規則では「物品は、良好な状態で常に供用又は処分をすることができるよう保管しなければならない。」と規定され、運用通知では「備品が良好な状態で使用されていること及び適切に管理されていることを確認するため、課長及びかい長は帳簿に登載されているものと現物を照合し、報告すること。」とされている。</p> <p>所在不明となっている化石については、現品確認が適切に行われていれば、早い段階での対応が可能であったと考えられる。</p> <p>物品の照合点検及び現品確認は、物品管理における基本であり、その重要性を改めて認識し、保管物品と帳簿の照合及び点検を適切に実施する必要がある。</p> <p>また、当該化石37点のうち数点の化石について私人等に貸し付けられていたとのことであるが、物品の貸付けの書類等が確認できなかった。</p> <p>物品の貸付け手続きについては、財務規則に規定されており、県の保管する物品を県以外の第三者等に貸し付ける場合には、規則で定める手続きに従って行う必要がある。</p> <p>文化財等の重要な物品は、県民共有の貴重な財産であることから、通常の備品より一層の厳正な管理を要するものである。</p> <p>今後は、所在不明の化石についてさらに調査を進め、所在を確認するとともに、事案の発生原因を検証し、現品確認におけるチェック体制の不備の改善や管理体制の整った保管</p>	<p>（発生原因の検証結果）</p> <p>当該備品は、平成6年に県に寄贈されたものであるが、寄贈の手続きにおいて、台帳記載などが適切に行われなかったため、全てが学術文化財課に引き渡されていないにもかかわらず、その状況が把握できないまま今日に至ったものと思われる。</p> <p>不足する事実、早い段階で対応できなかったのは、毎年行っている備品の現品確認の際に、箱に収容されている備品全てについて梱包を解いて個別に確認すべきところこれを怠っていたこと、また、現品確認とは別の機会に、当該備品の調査が行われた記録が確認できたが、課内での情報共有や引き継ぎが行われず、組織的な対応がとられていなかったことなどが考えられる。</p> <p>（今後の対応策等）</p> <p>他都道府県や県内市町村、県内博物館施設、県内公立高校や、大学等に所在不明の化石に関する情報提供を依頼するとともに、県民に事実を公表し、広く協力を求めた。この結果、所在不明となっていた化石7点のうち、1点の所在は確認され、令和元年度末現在で所在不明となっている化石は6点となったが、引き続き所在確認に努める。</p> <p>また、現存する化石（備品）については、令和2年2月20日に全てを、県立博物館に保管転換しており、今後はより適正な管理下において保管するとともに、公開活用に努</p>

<p>場所の検討など再発防止策を講じ、適切な管理体制を早急に確立されたい。</p> <p>(2) 主要備品である芸術品等の適切な管理について (県土整備総務課)</p> <p>県土整備総務課の備品原簿に登載されている模型について、出先機関と重複して備品原簿に登載されているものがあつた。</p> <p>この模型は取得価格が高額で主要備品原簿にも登載されており、現物には県土整備総務課の備品シールと出先機関の備品シールが貼付されていた。</p> <p>主要備品は高額で重要な備品であり、通常の備品より一層の厳正な管理を要するものであることから、この事案の経緯について詳細に調査し、財務規則等に従って適正に処理するとともに、発生原因を検証し、現品確認におけるチェック体制の不備を改善するなど、県民共有の貴重な財産である芸術品等の適切な管理に努められたい。</p>	<p>める。</p> <p>なお、博物館が貸し出しを行う際には、文化財保護法、財務規則に沿った取扱いに留意するよう求めている。</p> <p>(発生原因の検証結果)</p> <p>平成 10 年度に組織改編が行われ、その際に同備品について保管転換が行われたが、事務処理が適切に処理されず、二重登録となったと考えられる。</p> <p>(今後の対応策等)</p> <p>重複して備品原簿に登載されている模型については、物品返納及び棄却処理を行い、貼付していた備品シールを剥がした。今後は、同様の事案が発生しないよう、備品の現品確認の実施、保管転換など適正な事務処理に努める。</p>
---	--